

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	荒尾長洲線	荒尾市大字樺字裏毘沙門 856 番 1 地先から 同 所 同 字 780 番 地先まで	80.0	単 幹 道

2 供用開始する期日 平成16年3月19日

熊本県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	牛深天草線	天草郡河浦町大字今田字赤椎 1164 番 地先から 同 所 字銭瓶 530 番 1 地先まで	540.0	緊 道 整
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇郡一の宮町大字手野字一ノ生婦 230 番 1 地先から 同 所 字八反田 263 番 1 地先まで	80.0	単 道 改

2 供用開始する期日 平成16年3月22日

熊本県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	荒尾長洲線	荒尾市大字野原字西原 115 番 1 地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	12.0	単 幹 道
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字川内迫 269 番 1 地先から 同 所 同 字 264 番 1 地先まで	98.0	単 防 災

2 供用開始する期日 平成16年3月25日

熊本県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一 般 県 道	部田見 木葉線	玉名郡玉東町大字上白木字重役 65番7地先から 同 所 同 字 65番12地先まで	145.0	単 道 改

2 供用開始する期日 平成16年3月31日

熊本県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月19日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一 般 国 道	445号	球磨郡五木村甲字下手 2672番57地先から 同 所 字田口 2997番86地先まで	90.7	道 の 駅

2 供用開始する期日 平成16年4月1日

熊本県告示第238号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、牛の伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、ひな白痢及びびふそ病検査を次のとおり実施する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、ピロプラズマ病、馬伝染性貧血、ひな白痢及びびふそ病の発生とまん延を防止し、生産段階における牛の伝達性海綿状脳症（牛海綿状脳症（BSE））の発生状況等を把握し、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区	実施期日
ブルセラ病、結核病 及びヨーネ病検査 (波野村、蘇陽町、 高森町及び長陽村は、 結核病検査のみ)	熊本市 " 菊水町 合志町 西合志町 阿蘇町 波野村 蘇陽町 高森町 長陽村 人吉市 相良村	平成16年5月17日から平成16年5月27日まで 平成16年10月18日から平成16年10月28日まで 平成16年5月10日から平成16年6月30日まで 平成16年9月1日から平成16年11月30日まで 平成16年5月10日から平成16年6月30日まで 平成16年10月4日から平成16年10月22日まで 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで 平成16年6月2日から平成16年6月25日まで 平成16年10月4日から平成16年10月22日まで
ヨーネ病（県外導入 牛）検査	県内全域	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

ピロプラズマ病検査	波野村	平成16年4月15日から平成16年5月31日まで
馬伝染性貧血検査	熊本市 " 荒尾市 阿蘇郡内全域 " 人吉市 あさぎり町	平成16年8月23日から平成16年8月27日 平成16年10月1日から平成16年10月29日 平成16年8月23日から平成16年9月30日まで 平成16年6月1日から平成16年8月31日まで 平成17年1月4日から平成17年2月28日まで 平成16年4月21日 平成16年7月21日
ふそ病検査	八代市 " 玉名市 鹿北町 菊鹿町 阿蘇郡内全域 錦町 球磨村 人吉市	平成16年4月26日 平成16年8月2日から平成17年3月31日まで 平成16年6月1日から平成16年6月30日まで 平成16年6月1日から平成16年6月30日まで 平成16年6月1日から平成16年6月30日まで 平成16年9月1日から平成16年11月30日まで 平成16年4月26日、平成17年3月16日 平成16年5月11日 平成16年10月27日
ひな白痢検査	南関町 鹿北町 菊鹿町 鹿央町 錦町	平成16年11月1日から平成16年11月30日まで 平成16年11月1日から平成16年11月30日まで 平成16年11月1日から平成16年11月30日まで 平成16年11月1日から平成16年11月30日まで 平成16年10月26日
BSE 検査	県内全域	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範 囲	摘 要
ブルセラ病、結核病 及びヨーネ病検査	実施区域内で飼養されている乳用牛及び同居牛、ただし波野村、蘇陽町、高森町、長陽村は飼養されている肉用牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
ヨーネ病（県外導入牛）検査	県外から導入される乳用牛	
ピロプラズマ病検査	実施区域内で飼養されている牛	
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
ふそ病検査	実施区域内で飼養されているみつ峰	
BSE 検査	生前に中枢神経異常あるいは起立困難又は起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。	

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液と血清による急速凝集反応法により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いたエライザ法により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (6) ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- (7) BSE 検査は、エライザ法により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない場合は、実施区域及び期日を変更することがある。